

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員就退任

土地改良区の役員退任

土地改良区の役員住所の変更

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

保安林の指定の解除(三件)

保安林の指定の解除予定(二件)

保安林の指定施業要件の変更予定

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第七百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 中 医 院	鳥取市浜坂八〇一―二	昭和五十八年九月五日
皆 生 病 院	米子市西福原一五九八―七	昭和五十八年九月一日
竹 田 内 科 医 院	米子市昭和町三〇一―三	昭和五十八年九月十一日
世 良 田 医 院	米子市和田町一七二―〇	昭和五十八年九月一日
本 田 医 院	米子市八幡七〇三―一	〃
岡 空 医 院	米子市糀町一丁目二五	〃

山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	昭和五十八年九月六日
常松医院	米子市福市五七四一五	昭和五十八年九月一日
医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	昭和五十八年九月十日
石原医院	西伯郡淀江町大字淀江六八二	昭和五十八年九月九日
板倉医院	日野郡日南町多里二二五	昭和五十八年九月一日
中村齒科クリニ ック	鳥取市戎町四五三	昭和五十八年九月十八日
小徳齒科医院	米子市河崎一七四〇一二一	昭和五十八年九月一日
仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五	"
サクラ薬局	米子市末広町二〇五	"
福島小児科医院 永江クリニック	米子市永江五〇一	"
外科整形外科キ マチ医院	西伯郡名和町大字富長七五五 一五	"

鳥取県告示第七百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政
令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録年月日
西嶋 義彦	鳥医第二、九五〇号	昭和五十八年八月九日
田中 隆彦	鳥医第二、九五一号	昭和五十八年八月十日
今井 潤子	鳥齒第四五五号	昭和五十八年八月十二日

鳥取県告示第七百九十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和
二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
湯所薬局	鳥取市湯所町二丁目三二四	昭和五十八年九月六日

鳥取県告示第七百九十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八一二〇	昭和五十八年九月六日

鳥取県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 林 原 廉 西伯郡名和町大字加茂一八

昭和五十八年五月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 金 田 繁 義 西伯郡名和町大字名和五八

昭和五十八年七月三十一日就任 任期昭和六十一年七月二十三日まで

鳥取県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 遠 藤 己一郎 西伯郡西伯町大字原八二七一一

昭和五十八年五月九日退任

鳥取県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨

の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事		須 山 克 己	
変更前	変更後	米子市諏訪二〇九	米子市諏訪二〇三

鳥取県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国府地区第三工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年九月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（旭西地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二号

昭和五十八年七月十五日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（笏賀地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三号

昭和五十八年七月十五日付けで三朝町から申請のあった土地改良（吉田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

境港市新屋町字五郎作灘三〇九〇の一から三〇九〇の四まで、三〇九

一、三〇九二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市上福原字北浜温泉一八二六の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字佐貫字若桑谷一六四八の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百九号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町・青谷町(以上二町について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鹿野町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、
 気高町から気高都市計画自転車駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受
 けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公
 衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下
 水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項
 において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計
 画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
 する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の
 変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に
 おいて公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百一十三号

昭和五十八年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年九月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年九月十九日（月）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和五十九年度選挙常時啓発事業計画について

昭和58年8月3日から同月6日までの間に実施した保母試験の合格者は、
次のとおりである。

昭和58年9月13日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

伊藤 範子	石本 典子	大機貴美子	前田 和代	宮原 智秋
山崎香代子	坂本 登	松村いくよ	市川 恭子	中村 律子
車 真弓	前田由紀子	門脇 由美	西脇美津子	